

専用利用における団体登録基準及び申込方法変更のお知らせ

2012年5月1日より専用利用における団体登録基準規定及び申込方法の変更をさせていただきます。何卒、ご了承の程、お願い申し上げます。
尚、詳細は、下記「水泳場利用規則」をご参照願います。
※申込方法については1年間の（2012年5月1日より2013年4月末日）の試行運用となります。尚、試行運用につきましては、現在、継続運用としております。

古橋廣之進記念浜松市総合水泳場の利用規則について 新旧対照表

●専用利用の申し込み及び利用方法について

改正前	改正後
<p>3) 団体登録基準 団体登録の申請に際しては、次の基準の全てを満たし、かつ、遵守できる団体であることを条件とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用目的が水泳関係の練習（泳力や技術向上等）であること。 ・当日の参加者の安全管理を十分配慮した指導体制（指導者の人数確保等）が整えられると共に当水泳場の定める利用上の注意事項等に基づいて活動すること。 ・会費等を徴収している団体については、登録を認めない場合がある。 ・活動内容が当施設の運営に著しく支障を来たす場合、又は、上記の事項を遵守できない団体については、登録を取り消すことがある。なお、一度登録を取り消された団体の再登録は、認めない。 	<p>3) 団体登録基準 団体登録の申請に際しては、次の基準の全てを満たし、かつ、遵守できる団体であることを条件とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として利用目的が水泳関係の練習（泳力や技術向上等）を目的とした10人程度の団体であること。 ただし、小学校・中学校・高等学校・大学の部活動等教育活動の場合にあってはこの限りでない。 ・参加者の安全管理を十分配慮した指導体制（指導者の人数確保等）が整えられている団体であること。 ・会費等を徴収している団体については、登録を認めない場合がある。 ・活動内容が施設の運営に著しく支障を来たす場合、又は、上記の事項を遵守できない団体については、登録を取り消すことがある。なお、一度登録を取り消された団体の再登録は、認めない。 <p>4) 利用上の留意事項 施設の利用に際しては次に掲げる事項を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水泳場の定める利用上の注意事項等に基づいて活動すること。 ・当日の活動において日水連又は日体協公認の資格（水泳関係）、あるいはそれに準ずる資格等を有する者1名以上の参加が必ず出来ること。なお、準ずる者とは、活動中に安全等を確保出来る技術等を有している者とする。また、小学校・中学校・高等学校の部活動の場合は水泳部顧問を資格者に読み替える。 ・引率使用は必ず顧問が付いて指導する。急用で遅くなる場合は到着予定時刻をあらかじめ水泳場に連絡すること。連絡がない場合は入場できない。なお、連絡があった場合においても入水は不可とする。

<p>4) 予約方法</p> <p>(2) 一般専用利用（一部コース、スタジオ等を専用利用する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般専用利用は、原則として大会専用利用がなく、実施プログラム等に支障がない場合、コースの専用利用及びスタジオ等の専用利用ができます。大会等の予約状況については、ホームページで確認いただくか当施設にお問い合わせください。 ・一般専用利用の申し込みは、利用希望日に属する月の2ヶ月前より先着順で受け付けます。但し、合宿での利用の場合は、利用希望日に属する月の7ヶ月前の1日から月末まで受け付けます。希望日が重複する場合は、翌月5日までに抽選にて決定いたします。その後は、先着順にて受け付けます。(休館日は除く) ・申し込み方法は、「施設専用利用申請書」に必要事項を記入し、合宿の場合は、郵送、FAX、Eメール、もしくは直接総合受付にお申し込みください。尚、決定後のお申し込みについては、FAX、Eメールにて先着順にて受け付けます。合宿以外の一般専用利用の場合は、FAX、Eメールにて先着順にて受け付けます。※合宿とは、2日間以上連続して専用利用する場合をいう。 	<p>5) 予約方法</p> <p>(2) 専用利用（登録団体が一部コース、スタジオ等を専用利用すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として大会等の専用利用がなく、実施プログラムに支障がない場合、コースの専用利用及びスタジオ等の専用利用ができます。ただし、市が必要と認める専用利用がある場合はその利用が優先される。 ・原則として専用利用ができるメインプール（50mプール）のコースは全10コース中最大8コースまでとし、残り2コースは一般利用者のコースとする。サブプール（25mプール）を専用利用できるのは全8コース中、最大4コースまでとし、残り4コースは一般利用者のコースとする。 ・専用利用の申し込みは、浜松市内に住所を有する団体にとっては、利用希望日に属する月の5ヶ月前の1日から月末まで受け付ける。浜松市外に住所を有する団体にとっては、利用希望日に属する月の4ヶ月前の1日から月末まで受け付ける。希望日が重複する場合は、施設側と重複団体との間で調整を図り、なお重複する場合は公開抽選により翌月5日までに決定する。 ※試行運用開始日（5月1日）より前に申し込みをし、専用利用の許可を受けた団体は、試行運用開始日より後に申し込みをした団体より優先されます。 ※「上記のコース専用の内容については1年間（5月1日から4月末日）の試行期間を設定し実績により増減させていただきます。」 ・申し込み方法は、「施設専用利用申請書」に必要事項を記入し、郵送、FAX、Eメール、もしくは直接総合受付にお申し込みください。尚、決定後のお申し込みについては、FAX、Eメールにて先着順にて受け付ける。
--	--

- ・利用者決定後、当施設より「施設専用利用許可書（兼専用利用料請求書）」をお送りしますので、利用料金を利用日の5日前までに納付してください。なお、5日前を過ぎて取消しされた場合、利用料金を徴収いたします。

- ・利用者決定後、「施設専用利用許可書（兼専用利用料請求書）」を送付するので、利用料金を利用日の5日前までに納付すること。なお、5日前を過ぎて利用の取消をされた場合は、返金しない。

●飛込みプールの利用について

改正前	改正後
<p>1. 飛込みプールの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録条件を満たした者に対して登録証を発行し、登録条件に合う種目の練習を目的に飛込みプールの利用を許可する。 ・特段の理由により、飛込みプールの利用及び専用用具等の使用を当施設が認めた場合は利用できるものとする。（ただし、安全・衛生面に問題がある場合は不可とする。） 	<p>1. 飛込みプールの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録条件を満たした者に対して登録証を発行し、登録条件に合う種目の練習を目的に飛込みプールの利用を許可する。 ・特段の理由により、飛込みプールの利用及び専用用具等の使用を認めた場合は利用できるものとする。（ただし、安全・衛生面に問題がある場合は不可とする。） ・原則として大会等の専用利用が無く、実施プログラムに支障がない場合利用ができるものとする。 ・練習利用と専用利用が重複する場合には専用利用を優先とする。ただし、優先される専用利用団体は浜松市内に住所を有する団体とする。 ・専用利用の申し込みは、浜松市内に住所を有する団体にあつては、利用希望日に属する月の5ヶ月前の1日から月末まで受け付ける。浜松市外に住所を有する団体にあつては、利用希望日に属する月の4ヶ月前の1日から月末まで受け付ける。希望日が重複する場合は、施設側と重複団体との間で調整を図り、なお重複する場合は公開抽選により翌月5日までに決定する。 ※試行運用開始日（5月1日）より前に申し込みをし、専用利用の許可を受けた団体は、試行運用開始日より後に申し込みをした団体より優先されます。 ・飛込み登録者は、個人登録証に記載されている指定の飛び台のみの利用とする。ただし、指導者が付いている場合は、この限りでない。 ※「上記のコース専用の内容については1年間（5月1日から4月末日）の試行期間を設定し実績により増減させていただきます。」 ・申し込み方法は、「施設利用申請書」に必要事項を記入し、郵送、FAX、Eメール、もしくは直接総合受付にお申し込みください。尚、決定後のお申し込みについては、FAX、Eメールにて先着順にて受け付ける。 ・利用者決定後、「施設利用許可書（兼利用料請求書）」を送付するので、利用料金を利用日の5日前までに納付すること。なお、5

<p>5. 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当施設が実施する提案プログラム実施中は、飛び込みプールの利用はできない。 ・また、練習利用と専用利用団体の利用が重なる場合は、専用利用を優先とする。 ・飛び込み登録者は、個人登録証に記載されている指定の飛び台のみの利用とする。ただし、指導者が付いている場合は、この限りでない。 ・飛び込み登録の利用者が多い場合には、順序よく並び、安全をよく確認してから飛び込むこと。 ・利用方法に危険があると思われる場合は、プール係員が指導する。 ・シンクロナイズドスイミング・水球競技・日本泳法の利用者は、飛び込み競技用台に上がらないこと。 ・水球競技利用については、ボールを使用したシュート、他領域に迷惑を掛けるようなパス練習は禁止とする。ドリブル・ジャグリングの練習は可能とするが、ゴールの使用は不可とする。 ・水球競技については、ボールの持ち込みは可能とする。 ・水球ボール・水球帽の貸出しを希望する場合は、貸出票に記載し、水球帽は利用後シャワーで洗浄し、指定場所へ干すこと。 ・複数の競技者が同時に利用する場合は、当事者同士の話し合いにより利用すること。 	<p>日前を過ぎて利用の取消をされた場合は、返金しない。</p> <p>5. 注意事項 「飛び込みプールの利用」へ移行</p> <p>「飛び込みプールの利用」へ移行</p> <p>以下略)</p>
---	--

●清掃ゴミ処理費について

改正前	改正後
<p>2) 清掃・ごみ処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の責任（費用負担）において、清掃・ごみ処理を行ってください。 	<p>2) 清掃・ごみ処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の責任において、清掃・ごみ処理を行い原状回復に努めてください。 ・大会終了後には主催者とともに清掃・ごみ処理の点検し、必要に応じて清掃作業を依頼する又は施設側が清掃作業を承ります。その場合の費用（実費相当分）はご負担をしていただきます。